森大輔法律事務所

News Letter

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

2019年
4月号
VOL. 7

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼って頂ける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

P１　代表挨拶　弁護士　森 大輔
P２　事務所報①　2019年社労士セミナーのご案内
　　事務所報②　景表法LPとセミナー開催のご連絡
P３　顧問先インタビュー（すすき野住宅管理組合様）
P４　事務員コラム　「弁護士バッジの表と裏」
　　森代表のゴルフ紀行

弁護士　森 大輔　代表挨拶

先日、特別背任などの罪で逮捕・起訴された元日産の会長のカルロス・ゴーン被告人（以下、ゴーン氏といいます。）が保釈されました。これまで、ゴーン氏が保釈されるまで随分と時間がかかりましたが、ここにきて弁護団の交代もあり、ようやく保釈が認められました。そもそも、保釈が認められるための条件としては、①逃亡のおそれがないこと（きちんと刑事裁判に出廷できる保証があること）、②証拠隠滅のおそれがないこと、の要件を満たす必要があります。そして、この二つの要件を満たすかどうかは、東京においては東京地裁刑事１４部というところが担当します。この刑事１４部の保釈に関する運用については、抽象的にでも逃亡のおそれや、証拠隠滅のおそれがあれば、絶対に保釈を認めないという厳格な運用をしている印象があります。このことは「人質司法」などと大きく批判され、今回のゴーン氏の事件においても海外から注目されることとなりました。

私自身もこの保釈の大きな壁を感じたことがあります。以前、自白している事件で、罪も認めていたにもかかわらず、法廷で否認に転じる可能性が全くないとは言えない等という理由から、公判が終了するまで保釈を認めてもらえないケースがあり、保釈については閉ざされた扉という印象をもっておりました。そして、このような裁判所の運用に非常に大きな疑問を感じておりました。
さて、今回のゴーン氏の保釈についてですが、強力な弁護団による斬新なアイデアで逃亡や証拠隠滅のおそれがないことを主張し、保釈が認められました。

この点については、３月７日の日経新聞の社説において、「弁護団は罪証隠滅を防ぐ新たな条件を示した。これが奏功したのであれば、「人質司法」を許してきた責任の一端は弁護士側にもある、ということかもしれない。」と、我々弁護士に対して厳しい見方をされておりますが、この点が非常に印象に残りました。なお、ゴーン氏の保釈は今後大きな意味を持ってくるだろうと感じております。これまで、情報発信ができなかったゴーン氏ですが、これからは記者会見などで反論をする機会を与えられることとなります。そして、日産で予定されている臨時株主総会の前に、弁護団が保釈に拘ったのはまさにここにあるのではないかと思われます。今後のゴーン氏の動向には更に注目していきたいと思っております。

Copyright (C) 森大輔法律事務所　All Rights Reserved.

事務所報①「2019年社労士セミナーのご案内」

当事務所では、社会保険労務士の先生方を対象に、「法改正がある」「社会的注目が高い」「最新判例が出た」「実務上重要である」などといった旬な視点から、労働問題のテーマを選び、セミナーを開催してきました。昨年は、ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件 最高裁判決を踏まえた「同一労働同一賃金」というテーマや、働き方改革法案に関連して、長時間労働抑制（残業規制）、時間管理における留意点などについてお話ししました。

今年は、「労働組合・ユニオンの団体交渉対応」「メンタルヘルス問題の対処法」「労働審判の実務対応」「解雇・残業代請求の実務対応」がテーマです。

後半2つのテーマは、昨年も実施済みですが、現在も引き続きその問題へ多くの関心が集まっている点や、その後も当事務所では新たに多くの労働審判や解雇・残業代請求事件に携わり経験を積んだという点から、同じテーマでのアンコール講演となりました。

きたる2月21日、2019年の最初のセミナーである「労働組合・ユニオンの団体交渉対応」が行われました。団体交渉を受任する際の注意点、交渉をする際の準備事項、交渉の進め方、最後に団体交渉が起きないための対策をお話ししました。

今回は、判例を紹介したりレジュメを読みあげるよりも、当職が扱った実際の事件を土台に、守秘義務に反しない範囲で、パワーポイントで実際の資料を使いながらお話しさせていただくことに力点を置きました。ご参加くださった社労士の先生からは「事例に臨場感があって面白かった」「社労士と弁護士の連携の重要性がわかった」といった声をいただきました。

いまからでも、今年の第2回目以降のセミナーのテーマにご興味がある方はご一報ください。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

事務所報②「景表法LPとセミナー開催のご連絡」

消費者に、より強いインパクトを与えるために、様々な広告やキャンペーンが行われているのを目にします。とりわけ、インターネット上の取引量が増大するのに伴って、ウェブに関連するバナー広告・キャンペーンの手法はますます多様化・複雑化しております。そのため、現在では消費者を保護するために景品表示法による規制が強く意識されるようになってきました。企業が効果的で安全な販促活動を行うためには、景品表示法その他の関連法令に関する知見が不可欠な要素です。特にインターネット上の取引においては消費者が手に取って商品を見る機会がなく、広告の表現を手掛かりに商品の購入を決定するため、その広告の表現の審査は特に厳しく運用されております。

そこで、お客様にもっと景品等表示法を詳しく知っていただくために、当事務所のホームページでも、景表法についての掲載を充実させました。従来の景表法のバナーに加え、新たにランディングページ（LP）を設けました。1ページの中に、広告における、景表法上の問題点やリスク、弁護士がそれに対してどのようにお力になれるのか、当事務所の強みなども兼ねてご紹介し、見やすさにこだわりました。パソコンからでも携帯電話からでもご覧になれますので、是非お気軽に一読していただけますと幸いです。

（https://moridaisukelawoffices.com/sp_keihyouhou/）。

更に当事務所では、企業の法務を扱っていらっしゃる社員様や経営者様、その他、景表法にご興味がある方々に向けて、７月９日（火）にセミナーを開催する予定でございます（詳細は追ってホームページなどでご連絡いたします）。セミナーの内容は具体的な事例や設問をご用意し、それに対する問題点や解決方法などを弁護士が解説する内容となっております。ご興味がある方は、是非ご参加ください。

Copyright (C) 森大輔法律事務所　All Rights Reserved.

顧問先インタビュー～すすき野住宅管理組合様～

・管理組合の事業の概要を教えてください。

管理組合は、区分所有法に基づいて、区分所有者全員で構成された団体です。したがって、管理組合は区分所有者の意見を十分に反映し、継続的に運営されなくてはなりません。また、団地の管理は専門的業務が多いことから、主体は管理組合ながらも、管理業務の一部を管理会社に委託しております。

業務としては、敷地及び共有部分の保安・保全・保守さらには、清掃・消毒及びゴミ処理、管理部分の修繕やその計画の作成管理、各種保険の契約などなど。細かいところでは、駐車場の維持管理、防災に関する業務、広報業務…本当に多岐に渡ります。

・すすき野団地の特徴を教えてください。

当管理組合が管理する敷地は、東京ドーム約2個分の広さがあり、全部で37棟820戸の住宅で構成されています。1972年に分譲が開始され、今年で45年を迎えます。できた当時、周りは里山で、地名のごとくススキが生い茂る山谷で、住民は近所で採ってきたススキでお月見を楽しまれていたそうです。

最寄駅は、東急田園都市線のあざみ野駅、もしくはたまプラーザ駅です。駅からはバスで15分ほど。バスの便は多く、特に朝は時刻表を見る必要はありません。深夜バスもあるので、都内から終電でもバスで帰宅できます。また先頃、横浜市営地下鉄ブルーラインが、10年後に延伸することが決まりました。団地の近くに地下鉄駅ができることにもなり、都内や横浜市内へのアクセスも一層良くなると思います。

近隣は閑静な住宅街で、この辺りの奥様方を「あざみねーぜ」や「たまぷらんぬ」なんて呼んでいます。ちょっと高級でおしゃれなお店や、美味しいレストランやパン屋さんなどもあり、休日にお店めぐりをする楽しみもあります。

・団地や組合で、どのようなところに苦労されていますか。また、活性化のためにどのような取り組みをしていますか。

建物・設備の「老朽化」と、住民の「高齢化」という『二つの老い』が大きな課題です。住民の高齢化と、世代の多様化で、コミュニティーが希薄になっていることから、行事やイベントを行っても参加者がとても少ないです。また、分譲住宅で自分の家であるにもかかわらず、無関心な方が多いのには苦労しています。

そこで、月に一回「団地もちより車座集会」を開催しています。これは、自分の飲み食いするものと、日常生活の困りごとや相談事、はたまた管理組合への苦情なんかを持ち寄って、楽しく語る場です。それと、看護師や医療・介護などの専門家を招いて「団地の保健室」というのを始めました。病院にかかるほどじゃないけど、学校の保健室のような、ちょっと相談できる場所が団地にあれば…という思いからです。発言の機会を増やすことで住民間のコミュニケーション円滑化や、住民の方々が不満などを溜めない仕組みを作っております。

また、団地の広報誌や広告は外注するのではなく、デザイン業をしている住民の方に作っていただくなど、住民参加型の運営をし、今後も広げていくことを目標にしています。そうすることで、より団地に愛着を持っていただき、経費節減にも繋げています。

・当事務所にどんなことを相談されているか、また、顧問契約をして変化した点がありましたら教えてください。

現在は、管理費等滞納者の督促に関わることや、鳥獣被害のトラブル、騒音問題など、住民の方々の生活トラブルの相談が多いです。

管理組合の理事の大半は法律の素人です。これまでは問題が起きると、その都度弁護士事務所に連絡をして相談することから始めていました。しかし、以前依頼していた事務所の対応が遅く、こちらが請求するまで何もしてくれないことがあったり、余計な時間と費用を使ってしまっていました。その点、森大輔法律事務所と顧問契約してからは、気軽に様々なことを相談でき、かつスピーディーに対応していただけるので大変に助かっています。

今回は、弁護士横山智実が、すすき野団地管理組合の理事長を務めている小柴さんにインタビューをさせていただきました。

Copyright (C) 森大輔法律事務所 All Rights Reserved.

事務員コラム「弁護士バッジの表と裏」

事務員の土屋です。今回はドラマなどでもお馴染み、弁護士バッジについてです。弁護士の象徴でもあるこのバッジ、弁護士登録をすると手に入るのですが、プレゼントされたり、購入するものではなく、実は日本弁護士連合会からの「レンタル」です。ですから、弁護士業務を辞めたり死亡した場合には、返還しなければなりません。

表のデザインは、ヒマワリの中に天秤が描かれています。ヒマワリは「自由と正義」を、天秤は「公正と平等」を追い求めることを表しているそうです。銀製で上から金メッキが施されているので、弁護士としてのキャリアを積むと、徐々にこの金メッキが剥がれて地の銀色が出てきます。一方、若手の弁護士はまだ金色のピカピカなので、これを嫌って敢えて金メッキを剥がして使う人もいるようです。ところが、通常の銀製のバッジのほかに、18金製のバッジも存在しています（私はまだお目に掛かったことがありません…）。ちなみに、通常の銀製バッジから、18金製へ変更すると約7万５千円！かかります（2019年3月現在）。こっちはどんなに使い込んでも、ずーっとピカピカ～。

というわけで、金ピカのバッジだからといって若手とは限らないし、銀色だからといってベテランというわけではないですね。

では、裏のデザインは…というと、「日弁連会員章」などの文字の他に、各弁護士に割り当てられる弁護士登録番号が刻印されています。もし、バッジを紛失したりして再発行になると、番号の前に「再1」という文字が入ってしまいます。二回再発行されると「再２」。（余談ですが、紛失の場合は「官報」という国の機関紙に弁護士の氏名も載り、更に恥ずかしい感じに…）。当事務所の弁護士の先生方には気を付けていただきたいです～（笑）。

森代表のゴルフ紀行

今年の１月１８日から、宮古島にて１泊２日の弾丸旅行でゴルフを行ってきました。男３名でのゴルフ旅ということで、非常に盛り上がりました。初日は、オーシャンリンクス宮古島にてプレーをしました。セントアンドリュースを彷彿させるようなリンクスコースで、いったどこに向かって打てばよいのか分からないくらいでした。また、自然の野鳥などがゴルフ場を闊歩していましたが、本土では見られないくらい大きな鳥や孔雀などが普通にいてびっくりしました。食事は海をみながらの味噌味の沖縄そばを食べました。宮古島の自然を満喫できる大変楽しいゴルフ場でした。

二日目は、シギラベイカントリークラブにてラウンドしました。こちらは一昨日とはうって変わってリゾートゴルフといった感じでした。リゾート気分に浸りながらのゴルフでしたが、私が打ったアプローチのボールが同伴者のお腹に当たるというハプニングがありました（お腹が柔らかかったおかげで怪我はなかったようですが、次回からは気を付けます。）。

宮古島警察署管内にあたる宮古列島の道路などに設置されている警察官型人形の「宮古島まもる君」⇒

そんな中、２日目は久しぶりに１．５ラウンドして楽しみました。さて、今回のスコアはというと、景色を楽しみ過ぎたせいかとても報告できるような成績ではありませんでした。次回は、また日本の名所を回ってみたいと思います。

なお、帰る間際に、ヤシガニを食べさせてくれるお店に寄りました。なんとも言えない不思議な味でしたが、旅のネタには十分な食材でした（笑）。

発行元：森大輔法律事務所
〒104-0061　東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階
TEL：03-6226-5096　FAX：03-6226-5097

Copyright (C) 森大輔法律事務所 All Rights Reserved.